

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「パソコン講座（初級）」のご案内 ◆ほうじん春号
- ◆これからは手放せない！マイナンバーカード

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容
4	7	水	新社会人セミナー 9:30 ~ 16:00 於: 西鉄イン福岡
4	13	火	本部監査 11:00 ~ 12:00 於: 事務局会議室
4	21	水	正副会長会 14:00 ~ 14:50 於: 福岡ガーデンパレス
4	21	水	理事会 15:00 ~ 16:00 於: 福岡ガーデンパレス

## ●支部の行事

特にありません

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容
4	21	水	役員会 11:00 ~ 12:00 於: 事務局会議室

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容
4	23	金	役員会 11:00 ~ 12:00 於: 事務局会議室



## (I) 税務カレンダー

- 4月1日 ● 1月決算法人の確定申告  
● 7月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告  
● 個人事業者の前年分消費税・地方消費税の確定申告
- 4月12日 ● 源泉所得税の納付
- 4月15日 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出（市町村長）

### <新型コロナウイルス感染症対応>

- 所得税の確定申告等  
※更正の請求、青色申告承認申請等の申請・届出を含む
- 贈与税の申告等  
※更正の請求、相続時精算課税選択届出を含む
- 消費税の確定申告等  
※更正の請求を含む
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税の申告等
- 国外財産調書、財産債務調書の提出

- 4月30日 ● 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告  
● 2月決算法人の確定申告  
● 8月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないで損する税情報

### 『電子帳簿保存法』

税理士 堤 一 博

今月の話題に触れる前に、所得税等の申告期限の延長のお話をさせていただきます。

上記カレンダーの枠内のおり、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和3年4月15日(木)まで延長されています。令和3年2月2日(火)から4月14日(木)までにその期限が到来する税務署長に対する各種申請、請求、届出その他の書類にも適用され、また、地方税についても同様の措置が取られるようですので、ご注意ください。なお、これに伴って、個人の所得税、消費税の口座振替日も右記のとおりに変更されています。

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年 4月19日(月)	令和3年 5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年 4月23日(金)	令和3年 5月24日(月)

さて、前月号で触れた電子帳簿保存法に関連する情報をお伝えします。

そもそも『電子帳簿保存法』（「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」）とは、国税に関して紙ベースでの保存が原則とされている帳簿や書類の電子保存を容認するもので、また、電子取引情報（例えば、メール）を含み、詳細な要件を規定していて、基本的には、法人・個人を問わずに適用されます。

『電子帳簿保存法』は、後述の『IT基本法』を受けた『e-文書法』に先立つ平成10年（1998年）に施行され、過去3回の大きな改正が行われています。国税当局は、今回の令和3年度税制改革でもそのハードルを低めて普及に努めています。

ここで注意が必要なのは、電子帳簿保存は、e-Taxとは別の制度であることです。大法人（資本金1億円超）は、現在、e-Taxによる電子的な申告が義務づけられていますが、『電子帳簿保存法』が強制適用されている訳ではな



く、企業の電子処理の状況に合わせて自己の判断で選択申請していますので、念のために！

また、関連していわゆる平成17年（2005年）に施行された『e-文書法』による電子保存があります。これは、民間での文書保存に係る負担軽減を目的に、従来、紙での保存を義務付けられていた書類を統一的な方針の下に電子保存を容認する措置として、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（『IT基本法』）を背景に施行された「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（『e-文書通則法』）と「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（『e-文書整備法』）の2つの法律を指します。この『e-文書法』は、税法のみならず、様々な法令で書面での保存が義務付けられている書類、例えば、医療・保険・証券・建築関係の法定文書（約250あると言われていています）などを一括して書類スキャンによる電子保存を容認するものです。

会社におけるe-文書法と電子帳簿保存法の対象となっている文書類（帳簿・書類など）の区分のかなり大まかなイメージは、下記のとおりです。

e-文書法の範囲					
会社関係書類	電子帳簿保存法の範囲				
	保存は義務	電子帳簿保存法が以下の電子保存を容認			
	電子契約 取引関係	『国税関係帳簿』	『国税関係書類』		
			決算関係書類	取引関係書類	
重要書類				一般書類	
例； 株主総会議事録 取締役会議事録 定款 その他	例； 電子契（EDI） メール FAX その他	例； 総勘定元帳、 仕訳帳、 預金出納帳、 売掛金元帳、 買掛金元帳、 固定資産台帳、 売上帳、 仕入帳、その他	例； 貸借対照表 損益計算書 棚卸表 その他	例； 契約書 領収書 納品書 預金通帳 その他	例； 注文書 請求書 検収書 その他

税務関係書類も『e-文書法』の対象ではありますが、要件的には『電子帳簿保存法』のハードルが高いため、実務的には電子帳簿保存法に準拠することとなります。また、『電子帳簿保存法』は、“自社で最初の記録段階から一貫して統一的に電子計算機を使用して会計データなどを作成していること”を前提としていますので、一般的な会計ソフトを使用している場合には、ある程度の帳簿の電子化には親和性があるものと思われます。しかしながら、取引関係書類の電子化には、時間的・労力的に厳しい面があると思われます。というのも、「電子データ保存」と「スキャナ保存」のいずれの方法でも、所定の要件をクリアするには独自にシステム導入するなどコスト負担が必要となるからです。

法人税法で規定されている保存期間は、原則、7年間で、青色欠損金が発生している場合には、これが9年間となります。まずは、個別の帳簿を選択申請できますので、帳簿の電子化から取り組んでみてください。

なお、令和3年度予算要求では、内閣府は『IT基本法』に代えて『デジタル社会形成基本法（案）』を上程しています。これには「デジタル庁」の設置が含まれ、国は一層のデジタル化を推進すると思われます。『電子帳簿保存法』についても、クラウドサービスの拡大の潮流に乗り、会社経理業務（経費精算、請求業務など）の電子化に対しては、要件の緩和や手続き面での簡素化等の要請が強く、さらに、消費税では2023年10月からは『適正請求書発行業者登録番号』の実施が予定されていますので、紙に頼らない電子データの利用が進展していく現状から、単に紙保存からの脱却によるコスト削減のみを目指すのではなく、生産性の向上を図る上での段階的な業務全般の電子化は避けられないものと考えて、現状の業務分析に積極的に取り組んでみてください。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2021	4	7(水)	9:30~16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄イン福岡
	5	18(火)	10:30~16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 1/2 回目	サンセルコビル7F
		19(水)	10:30~16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 2/2 回目	〃
		20(木)	10:30~16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 1/2 回目	サンセルコビル7F
		21(金)	10:30~16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 2/2 回目	〃
		6	8(火)	15:00~17:00	本部	第10回通常総会
	17:00~18:30			本部	講演会(経営セミナー)	〃
	18:45~20:00			本部	会員交流会	〃
	7					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。

